

同上 大岡育造 桑田熊藏 谷口留五郎
 鹽澤昌貞 中島久萬吉 四條隆英
 添田敬一郎 川村竹治 大橋新太郎

(以上十二理事)

今回富士紡績會社押上工場に起りたる労働争議に關し友愛會より本會に對し公開狀を寄せたるが本會に於ては敢て之に答辨するの必要を認めず且争議の經過は本會が之に立入るべきものに非らずと認むるも友愛會の論據たる労働者團結権の意義を明かにし之に關する本會の態度を公表するは適當の處置と思惟し茲に此意見書を發表するのである。

意見書

労働者團結権なる用語は廣く世間に行はれ其意義は自ら明白なるが如く一般に思惟せらるゝも深く此用語の性質を究むるときは種々の解釋を付し得らるべく従つて團結権の否認と云ふ事實の説明も簡明なるものでない自ら多岐に渉るを免れないのである。

資本家が労働組合に對し濫りに壓迫を試み之が發達を阻害するの行動をなすは團結権否認の一例たるは云ふまでもない顧ふに堅實なる労働組合の發達は本會の主張たる勞資協調の目的を貫徹する一方法である去れば此意義に於ける團結権の否認は本會の主張に適合せざるものたることは茲に言明して陳らざる所である今回の争議に於て事實の問題として會社は此意義に於ける團結権の否認をなしたるものに非ることを言明し友愛會は全く正反對の認定をなし所謂水掛論に了はるゝは遺憾の事である」更に團結権否認に就き資本家が労働組合を無視し組合の決議や行動に對し相當の注意を拂はざるの意義に解釋すれば是れ絶對的問題に非らずして關係的問題である若し夫れ組合の基礎鞏固にして其行動や穩健なる場合には之に對して相當の敬意を表し其意思を尊重するは資本家の當然執るべき方針ならんも然らざる組合に對しては資本家は行動の自由を保留するも何等非議すべきことでないのである此意義に於ける團結権否認の可否は組合其物の實態に依つて分るることにして之に關する本會の態度も亦概括的に説明することはできないのである。

尙ほ併せて團結権否認の意義に就き最も進歩せる解釋を付し資本家が組合の代表的契約を否認するの場合を假定せんが代表的契約

の如きは労働組合の將來の理想として自然の趨勢なる事は歐米の實例に依り之を明かにすることを得んも我國に於ける現實の問題として未だ輕々に論斷し難きことである歐米諸國中労働組合の進歩最も著しき所に於ては此の事實の行はるゝ場合少からざるも我國の如き労働組合法は未だ制定せられず加ふるに組合の發達尙ほ幼稚なる所に在つて遂かに是の如き要求の容認を得難きは已むを得ざることである而して之を以て直ちに團結権の否認となすは本會の與せざる所である。

澁澤男が此の争議の調停に起つの意動きたるは明白なることにして疑ふべくもあらず。されど男の周圍の人々にして、和田氏の意見の鞏固にして容易に動かし難きものあるを觀取し、且つ問題の性質上協調會の名を以て男を起たしむるの策を得ざるものとし、男の起たんとするを切に引止めたるものありと信すべき理由あり。澁澤男は歸京後再度和田氏と會見し居れば、和田氏が男の眞意を汲みて對罷業策を講せしにあらざるやと思はしむるものあり。兎も角も下記に諒解し得らるゝ如く協調會の意見書の新聞にて公にせられたる二十二日に於ける罷業團代表者と持田常務との會見顛末は、會社側はその威嚴に關する問題を除き寛大に解決せんとするの意ありと解せしむるものありき。

十二 労働同盟會の應援

遡りて友愛會は十七、十八日に到るも尙ほ會社と交渉を開かず、日々太平亭の罷工者集會所に演說會を開けるのみ、罷工は曾て見ざる秩序の下に行はれ部署極めて肅整を保てり、十七日女工島貫でんが誠首されると十八日、労働組合同盟會(紡織労働組合、東京電氣及機械鐵工組合、汎勞會、工人會、